

令和 5 年那審第 9 号

裁 決

水上オートバイ A 遊泳者負傷事件

受 審 人 a 1

職 名 A 船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1 人

本件について、当海難審判所は、理事官中山国夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和 4 年 6 月 2 4 日 1 6 時 5 0 分

鹿児島県明神埼西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 水上オートバイ A

総 ト ン 数 0. 1 トン

登 録 長 2. 7 1 メートル

機関の種類 電気点火機関

出 力 75キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、平成24年4月に進水した、最大とう載人員が船員1人及び旅客2人のFRP製水上オートバイで、艇体前部の左舷側にリヤビューミラーを、同中央付近のハンドルバー左舷側端部に機関の始動、停止及び緊急停止ができる各スイッチを、同ハンドルバー右舷側端部に機関の回転数の上昇ができるスロットレバーを、ハンドルバー後方に操縦者及び同乗者が跨乗するシートを、同シート後端にハンドグリップを、ハンドグリップ下方の艇体側面にクリートをそれぞれ設けていた。

(2) a 1 受審人の経歴等

a 1 受審人は、（一部省略）平成8年以降の毎年3月頃から11月頃までの期間、副業として鹿児島県奄美市に所在する宿泊施設でマリンスポーツを担当し、平成23年以降の同期間、同市に所在するマリンスポーツ店に所属しながら水上オートバイで客を乗せた浮体を曳航^{えい}して同県奄美大島北部南岸に位置する明神埼西方沖合で周遊を行っていたもので、水上オートバイについての豊富な操縦経験を有する傍ら、当該期間、同西方沖合でさんご礁や熱帯魚を観賞する遊泳者を何回も見掛けたことがあった。

そして、a 1 受審人は、水上オートバイで客を乗せた浮体を曳航して明神埼西方沖合で周遊を行う際、同埼西方約1海里に当たる海岸（以下「用安海岸」という。）西部の波打ち際から付近水域を見渡し、同水域に遊泳者を見掛けると、その遊泳者の位置付近を把握して同位置付近を避けながら水上オートバイの操縦に当たっていた。

(3) 用安海岸及び同海岸付近の状況

用安海岸は、東西方向に約１海里延びて遠浅の遊泳区域が設定されていない海岸で、南方沖合にさんご礁が拡張するほか、西部の波打ち際に水上岩が点在し、中央部東側の波打ち際に長さ約８０メートルの消波堤（以下「東側消波堤」という。）及び同西側の波打ち際に長さ約１００メートルの消波堤（以下「西側消波堤」という。）がそれぞれ築造されていた。そして、用安海岸沿いには、宿泊施設及びマリンスポーツ店が設けられており、同施設及び同店が主催する各種マリンスポーツを宿泊客や一般客がそれぞれ利用していた。また、a 1 受審人は、用安海岸に遊泳区域が設定されていないことを承知していた。

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、トランシーバーを携行して救命胴衣を着用した a 1 受審人が１人で乗り組み、いずれも救命胴衣を着用した客３人を横一列として各ハンドグリップが設けられた空気充填式の背もたれ付き浮体に搭乗させ、長さ約１６メートルの合成繊維製索を同浮体前部のプラスチック製連結具に、同索他端をクリートにそれぞれ係止し、周遊の目的で、船首０．３０メートル船尾０．２３メートルの喫水をもって、令和４年６月２４日１６時４５分用安海岸西部の波打ち際を発し、明神埼西方沖合に向かった。

これより先、a 1 受審人は、周遊時間を約１０分間として用安海岸西部の波打ち際から付近水域を見渡した際、同波打ち際から南方約１６０メートルに当たる水上岩南方水域（以下「水上岩南方水域」という。）のところに、いずれもシュノーケルを装着した遊泳者 a 2 及びその至近にもう１人の遊泳者（以下「同行者」という。）をそれぞれ認めていた。

a 1 受審人は、a 2 遊泳者及び同行者の位置付近を把握し、同遊

泳者及び同行者を避けながら操縦に当たるなか、東側消波提東方水域に至り、反転して西側消波提西方水域に差し掛かった際、水上岩南方水域を一見してa 2 遊泳者及び同行者を見掛けなかったことから、同遊泳者及び同行者が同南方水域以外の水域に移動したものと考えて曳航を続けた。

a 1 受審人は、16時49分半僅か過ぎ奄美空港飛行場灯台から240.5度（真方位、以下同じ。）3.42海里に当たる、西側消波提西端（以下「基点」という。）から237.5度185メートルの地点で、水上岩南方水域を一見しても依然としてa 2 遊泳者及び同行者を見掛けなかったことから、同遊泳者及び同行者はいないものと見込み、同南方水域に向けて針路を302度に定め、8.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a 1 受審人は、16時50分少し前基点から250度210メートルの地点に達したとき、正船首50メートルのところに、黒色のタイツ姿で、いずれも黒色の吸気部先端がオレンジ色のシュノーケル及び足ひれを装着し、うつ伏せの姿勢で南方を向き、ほとんど移動しない状態で浮遊しているa 2 遊泳者を視認することができ、その後同遊泳者に向首して接触のおそれがある態勢で接近する状況であったが、浮体に乗せた客の様子を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかったので、a 2 遊泳者の存在も、この状況にも気付かず、同遊泳者を避けることなく続航した。

こうして、a 1 受審人は、時折、客に視線を向けるなか、前路のa 2 遊泳者及び同行者を見落としたまま、同遊泳者に向首進行し、16時50分基点から259.5度245メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、その艇体後部外板がa 2 遊泳者に接触した。

当時、天候は晴れで風力４の南西風が吹き、潮候はほぼ高潮時にあたり、視界は良好であった。

また、a 2 遊泳者は、同行者と奄美空港で貸し自動車を借り、同日１６時００分頃用安海岸に到着し、熱帯魚等を観賞する目的で、灰色の長袖のラッシュガード及び黒色のタイツ姿で、いずれも黒色の水中眼鏡、吸気部先端がオレンジ色のシュノーケル及び足ひれを装着し、同行者と共に入水して東側消波堤及び西側消波堤の各付近水域で遊泳を始めた。

a 2 遊泳者は、１６時３０分頃遊泳を終えて同行者と共に用安海岸に戻って休憩をとり、１６時３５分頃長袖のラッシュガード及びタイツ姿並びに水中眼鏡、シュノーケル及び足ひれを装着したまま、自身とほぼ同様の服装及び装着品を付けた同行者を後方に随伴させて水上岩南方水域まで泳ぎ、うつ伏せの姿勢で南方を向き、ほとんど移動しない状態で浮遊しながら海中を観賞していたところ、前示のとおり接触した。

a 1 受審人は、艇体に衝撃を感じて後方を振り向き、浮遊しているa 2 遊泳者を視認し、反転して同遊泳者を自艇に揚収するとともに、トランシーバーで自身が所属するマリンスポーツ店の代表者に救急車の手配を要請して用安海岸西部の波打ち際に戻った。

その結果、a 2 遊泳者が左側頭骨陥没骨折等を負った。

（原因及び受審人の行為）

本件遊泳者負傷は、明神埼西方沖合において、客を乗せた浮体を曳航して周遊中、水上岩南方水域を航行する際、見張り不十分で、遊泳者に向首進行して艇体が接触したことによって発生したものである。

a 1 受審人は、明神埼西方沖合において、客を乗せた浮体を曳航して

周遊中、水上岩南方水域を航行する場合、前路の a 2 遊泳者及び同行者を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同受審人は、浮体に乗せた客の様子を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、a 2 遊泳者の存在も、同遊泳者に向首して接触のおそれがある態勢で接近する状況にも気付かず、a 2 遊泳者を避けることなく進行して艇体が同遊泳者に接触する事態を招き、a 2 遊泳者を負傷させるに至った。

以上の a 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同受審人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 6 年 3 月 7 日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 永 木 俊 文